

2019年8月29日

**～持続可能な地域社会発展の実現に向けて～
新たにSDGs関連の融資商品およびファンドを活用した金融サポートを拡充します。**

京都中央信用金庫（理事長 白波瀬 誠）では、2019年2月に「京都中央信用金庫SDGs方針」を制定し、SDGsにおける17の目標達成に尽力することを通じて、地域社会の発展に積極的に取り組むことを宣言しました。

その取組みの一環として、今般、新たにSDGs関連の融資商品およびファンドを活用した金融サポートを拡充します。事業承継やビジネスマッチングにフォーカスし、地域社会を支えるお取引先事業者さまの持続可能性を高める取組みを推進します。

当金庫は、今後もSDGsの目指す持続可能な社会の実現に向けて、様々な事業活動を通じて、地域社会の発展に貢献してまいります。

記

1. 金融面でのサポートの拡充

今回「お取引先さまの事業承継の課題解決のお手伝い」をテーマにローンとファンドの二つの側面からラインナップを拡充します。また合わせてニーズの高いビジネスマッチングをサポートするローンも展開します。



(1) SDGsに関する商品

商品名称	商品内容	備考
中信 SDGs 事業承継ローン	事業承継問題の解決サポートに特化したローン	今回新設
中信 SDGs ビジネスマッチングローン	販路拡大などビジネスマッチングに必要な資金を幅広くサポート	今回新設
中信 SDGs サポートローン	SDGs 達成に向けた取組みに対する資金	2019年7月開始

※当金庫はM&Aスペシャリスト資格、中小企業診断士など事業承継問題の解決をはじめお客さまの課題解決に資する有資格者が1,000名超となっています（2019年7月現在、延べ人数）

(2) ファンドを活用した事業承継の課題解決へ向けた金融サポート

当金庫のグループ関連会社（中信ベンチャーキャピタル株式会社）が出資するベンチャー企業育成ファンドの投資対象に、新たに事業承継先を追加し、直接金融の面からもサポートいたします。

ファンド名	設立年月日	出資総額	当金庫出資比率
中信ベンチャー・投資ファンド5号 投資事業有限責任組合	2018年5月9日	3億円	90%

2. 今後の取組み

当金庫では、今後もSDGsの観点に立った新たな商品ラインナップの拡充や、既存商品の再構築に取り組むだけでなく、地域社会と連携したSDGsの目標達成にも尽力してまいります。

【参考】「持続可能な開発目標（SDGs）」概要

世界的な貧困や飢餓、弱者に対する搾取、天然資源の枯渇といった地球規模の様々な課題に対処するため、2015年、国連総会で採択された17の目標。

『誰一人取り残さない』をテーマに、2030年に向けた世界的な優先課題および世界のあるべき姿を示すもの。



以上

☆本件に関するお問い合わせは、
京都中央信用金庫 On Your Side 事業部(TEL075-223-8385 FAX075-223-2563)
までお願い申し上げます。

中信 S D G s ビジネスマッチングローン

(2019年9月2日現在)

1. 商品名	中信 S D G s ビジネスマッチングローン
2. ご利用いただける方	次の①～②の条件をすべて満たす法人及び個人事業主の方。 ①当金庫の定める融資基準を満たしている方。 ②当金庫の会員資格のある方。
3. お使いみち	①ビジネスマッチング(※)に関連した事業に必要な資金 ②上記①の資金と合わせた借換資金 (※) 当金庫のビジネスマッチング提携先とのマッチングに必要な資金のほか、販路拡大などでお客さまが独自にマッチングする際の資金も対象とします。
4. ご融資金額	個別の事案に応じて対応します。
5. ご融資期間	30年以内
6. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> 当金庫所定の利率(変動金利型〈新長期プライムレート即時連動型〉あるいは固定金利型)となります。 変動金利型の当初ご融資利率については、ご融資時点の当金庫の「新長期プライムレート」を基準金利として決定いたします。 変動金利型のご融資後の利率については、当金庫の「新長期プライムレート」を基準金利として随時見直し、変更後の新利率は、基準金利変更日の2週間後の応当曜日以降最初に到来する利払日の翌日から適用します。
7. ご返済方法	「毎月元利均等返済方式」または「毎月元金均等返済方式」のいずれかをご選択いただきます。
8. 貸付形式	証書貸付方式
9. 保証人	「経営者保証に関するガイドライン」に則り、お客さまの経営状況および担保保全状況、またお客さまのご意向等を踏まえて、審査をさせていただきます。 保証人が必要となる場合、法人のお客さまは原則代表者1名(個人のお客さまは原則不要)といたします。
10. 担保	必要に応じて不動産、動産担保等 ※不動産担保の場合、担保設定費用等の各種登記関係費用が別途必要となる場合があります。 ※動産担保の場合、動産譲渡登記制度に係る登記関係費用(法人のみ)や担保評価等の各種費用・手数料が別途必要となります。
11. 保証料	不要
12. 手数料	不要
13. 苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日の9時から17時までの間に、営業店または On Your Side 事業部(電話・FAX: 0120-355-774)へお申し出下さい。 また、上記の他にも、営業店窓口に備え付けの「お客様ご意見書」の郵送や当金庫ホームページ(https://www.chushin.co.jp/)上のお問い合わせより、インターネット(24時間受付)でも受付をしております。

京都中央信用金庫

<p>14. 紛争解決措置</p>	<p>京都弁護士会、公益社団法人民間総合調停センターの他、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下、「東京三弁護士会」という）の紛争解決センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日の9時から17時までの間に、営業店、On Your Side 事業部（電話・FAX：0120-355-774）または全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825）にお申し出下さい。</p> <p>また、お客さまから、東京三弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。</p> <p>詳しくは、東京三弁護士会、当金庫 On Your Side 事業部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫のホームページ (https://www.chushin.co.jp/) をご覧下さい。</p> <p>受付日時は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="453 734 1476 1167"> <thead> <tr> <th>問い合わせ先</th> <th>受付日時</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都弁護士会 紛争解決センター</td> <td>月～金（祝日を除く） 9：30～12：00、13：00～17：00</td> <td>075-231-2378</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人 民間総合調停センター<大阪></td> <td>月～金（祝日を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00</td> <td>06-6364-7644</td> </tr> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～15：00</td> <td>03-3581-0031</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>月～金（祝日、年末年始除く） 10：00～12：00、13：00～16：00</td> <td>03-3595-8588</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～17：00</td> <td>03-3581-2249</td> </tr> </tbody> </table>	問い合わせ先	受付日時	電話番号	京都弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日を除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	075-231-2378	公益社団法人 民間総合調停センター<大阪>	月～金（祝日を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00	06-6364-7644	東京弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～15：00	03-3581-0031	第一東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 10：00～12：00、13：00～16：00	03-3595-8588	第二東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	03-3581-2249
問い合わせ先	受付日時	電話番号																	
京都弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日を除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	075-231-2378																	
公益社団法人 民間総合調停センター<大阪>	月～金（祝日を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00	06-6364-7644																	
東京弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～15：00	03-3581-0031																	
第一東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 10：00～12：00、13：00～16：00	03-3595-8588																	
第二東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	03-3581-2249																	
<p>15. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> お申込に際しましては当金庫所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。 ローンの詳しい内容、ご返済金額の試算または現在のご融資利率につきましては、当金庫の本支店あるいはフリーダイヤル☎0120-201-959（平日9：00～17：00）またはFAXフリーダイヤル☎0120-201-580（24時間受付）までお問い合わせください。 																		

SDGs (エス・ディー・ジーズ)とは

- 世界的な貧困や飢餓、弱者に対する搾取、天然資源の枯渇といった地球規模のさまざまな課題に対処するため、2015年、国連総会で採択された2030年までに達成すべき発展途上国・先進国共通の17の目標のことで、「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」の頭文字をとって“SDGs”と呼ばれています。
- 当金庫は、SDGsの目指す持続可能な社会の実現に向けた取り組みに賛同し、SDGsの達成のため、地域社会の一員として、産業の育成や芸術文化の継承、災害への備えなど、当金庫の事業活動を通じて地域の活性化に尽力します。

中信 S D G s 事業承継ローン

(2019年9月2日現在)

1. 商品名	中信 S D G s 事業承継ローン
2. ご利用いただける方	次の①～②の条件をすべて満たす法人及び個人事業主の方。 ①当金庫の定める融資基準を満たしている方。 ②当金庫の会員資格のある方。
3. お使いみち	① 事業承継に必要な資金 自社株取得・納税資金・設備および動産購入・退職金支払資金・法人等買収に伴うM&A等に必要な資金 ② 今後の事業承継を見据えた準備に必要な資金 ・事業承継に向けた企業の磨き上げに関する運転、設備資金 ・後継者育成費用など事業承継に向け必要な費用 ③ 上記①、②の資金と合わせた借換資金
4. ご融資金額	個別の事案に応じて対応します。
5. ご融資期間	30年以内
6. ご融資利率	・当金庫所定の利率（変動金利型〈新長期プライムレート即時連動型〉あるいは固定金利型）となります。 ・変動金利型の当初ご融資利率については、ご融資時点の当金庫の「新長期プライムレート」を基準金利として決定いたします。 ・変動金利型のご融資後の利率については、当金庫の「新長期プライムレート」を基準金利として随時見直し、変更後の新利率は、基準金利変更日の2週間後の応当曜日以降最初に到来する利払日の翌日から適用します。
7. ご返済方法	「毎月元利均等返済方式」または「毎月元金均等返済方式」のいずれかをご選択いただきます。
8. 貸付形式	証書貸付方式
9. 保証人	「経営者保証に関するガイドライン」に則り、お客さまの経営状況および担保保全状況、またお客さまのご意向等を踏まえて、審査をさせていただきます。 保証人が必要となる場合、法人のお客さまは原則代表者1名（個人のお客さまは原則不要）といたします。
10. 担保	必要に応じて不動産、動産担保等 ※不動産担保の場合、担保設定費用等の各種登記関係費用が別途必要となる場合があります。 ※動産担保の場合、動産譲渡登記制度に係る登記関係費用（法人のみ）や担保評価等の各種費用・手数料が別途必要となります。
11. 保証料	不要
12. 手数料	不要
13. 苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日の9時から17時までの間に、営業店または On Your Side 事業部（電話・FAX：0120-355-774）へお申し出下さい。 また、上記の他にも、営業店窓口に備え付けの「お客様ご意見書」の郵送や当金庫ホームページ（ https://www.chushin.co.jp/ ）上のお問い合わせより、インターネット（24時間受付）でも受付をしております。

京都中央信用金庫

<p>14. 紛争解決措置</p>	<p>京都弁護士会、公益社団法人民間総合調停センターの他、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下、「東京三弁護士会」という）の紛争解決センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日の9時から17時までの間に、営業店、On Your Side 事業部（電話・FAX：0120-355-774）または全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825）にお申し出下さい。</p> <p>また、お客さまから、東京三弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫 On Your Side 事業部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫のホームページ (https://www.chushin.co.jp/) をご覧下さい。</p> <p>受付日時は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="453 752 1477 1187"> <thead> <tr> <th>問い合わせ先</th> <th>受付日時</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都弁護士会 紛争解決センター</td> <td>月～金（祝日を除く） 9：30～12：00、13：00～17：00</td> <td>075-231-2378</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人 民間総合調停センター<大阪></td> <td>月～金（祝日を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00</td> <td>06-6364-7644</td> </tr> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～15：00</td> <td>03-3581-0031</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>月～金（祝日、年末年始除く） 10：00～12：00、13：00～16：00</td> <td>03-3595-8588</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～17：00</td> <td>03-3581-2249</td> </tr> </tbody> </table>	問い合わせ先	受付日時	電話番号	京都弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日を除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	075-231-2378	公益社団法人 民間総合調停センター<大阪>	月～金（祝日を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00	06-6364-7644	東京弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～15：00	03-3581-0031	第一東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 10：00～12：00、13：00～16：00	03-3595-8588	第二東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	03-3581-2249
問い合わせ先	受付日時	電話番号																	
京都弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日を除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	075-231-2378																	
公益社団法人 民間総合調停センター<大阪>	月～金（祝日を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00	06-6364-7644																	
東京弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～15：00	03-3581-0031																	
第一東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 10：00～12：00、13：00～16：00	03-3595-8588																	
第二東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	03-3581-2249																	
<p>15. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お申込に際しましては当金庫所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。 ・ローンの詳しい内容、ご返済金額の試算または現在のご融資利率につきましては、当金庫の本支店あるいはフリーダイヤル☎0120-201-959（平日9：00～17：00）またはFAXフリーダイヤル☎0120-201-580（24時間受付）までお問い合わせください。 																		

SDGs (エス・ディー・ジーズ)とは

- ・世界的な貧困や飢餓、弱者に対する搾取、天然資源の枯渇といった地球規模のさまざまな課題に対処するため、2015年、国連総会で採択された2030年までに達成すべき発展途上国・先進国共通の17の目標のことで、「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」の頭文字をとって“SDGs”と呼ばれています。
- ・当金庫は、SDGsの目指す持続可能な社会の実現に向けた取り組みに賛同し、SDGsの達成のため、地域社会の一員として、産業の育成や芸術文化の継承、災害への備えなど、当金庫の事業活動を通じて地域の活性化に尽力します。